

Q. 経済産業省への届出を前提に輸出管理に係る内部規程(以下CPという。)の策定を検討しておりますが、国内取引については、どのような場合に輸出管理が必要ですか。

A. 国内取引については通達(参考)により、国内販売後輸出されることが明らかな場合には、直接輸出する場合に準じた社内審査を行う等慎重な対応を求め、これに対応したCPを届出受理の対象としております。なお、「明らかな場合」としては、以下の2つの類型が考えられます。

自社をA社としたときに、

1. 国内商社等のB社が経済産業省の許可を取得し税関に対する輸出申告の名義人となる予定であるが、輸出する貨物の買い主や需要者との調整や合意(契約)を実質的にA社が主体者となって行う場合。
2. 国内販売先のC社から貨物が輸出等されることを明言又は文書(契約書、注文書など)に明記されている場合や、C社から輸出を前提として該非判定書を求められた場合など、A社が知った場合。

上記1については、B社が輸出者であるものの、A社が主体者となっている以上、A社が直接輸出を行う場合と同様の取引審査が必要となります。

他方、上記2の場合、A社は知った情報から輸出管理上の懸念がある場合等には慎重に対応することとし、それ以外の取引審査を簡素化することも考えられます。

(参考)

- 「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(6貿第604号)抜粋
「・・・輸出を前提とする国内販売であっても、最終的に規制対象地域への輸出又は提供がなされることが明らかな場合には、・・・取引審査を実施できるようにすること。」
- 「大量破壊兵器等関連貨物の迂回輸出について」(平成15・05・16 貿局第2号)抜粋
「また、国内販売であっても、その後輸出されることが明らかな場合には、直接輸出する場合に準じた社内審査を行う等慎重に対応してください。」